

# 令和2年度 非常時の備蓄食品に関する調査結果



## (1) 概要

### ① 目的

何らかの理由で調理ができなくなった場合を想定し非常食を備蓄しているが、近年の障がい児の多様化により、備蓄内容や体制を再検討するために、他施設の状況について調査を行った。

### ② 調査対象

全国の医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設）の中で、運営協議会に登録されている施設57施設とし、運営協議会のメーリングリストにメールにて送付した。

### ③ 回答数

回答があった施設は25施設であり、回答率は43.9%であった。

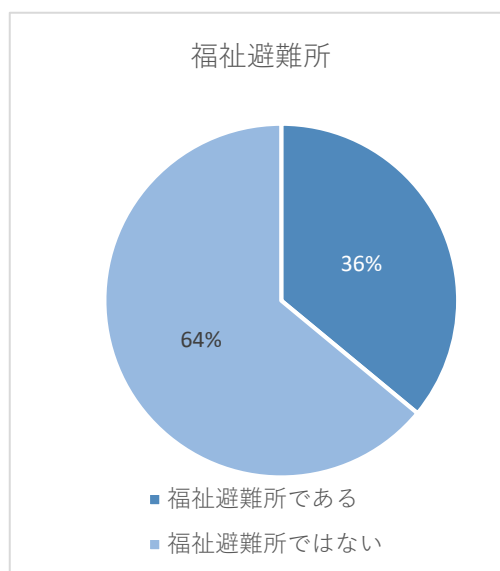
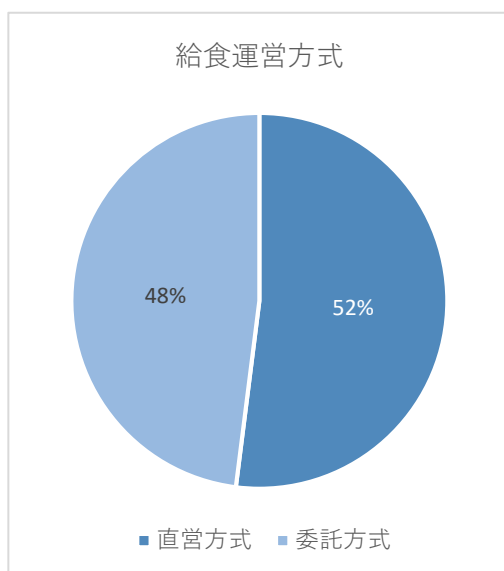
## (2) 結果

### ① アンケートの回答者

管理栄養士	栄養士	科長	看護師	事務
80%	8%	4%	4%	4%

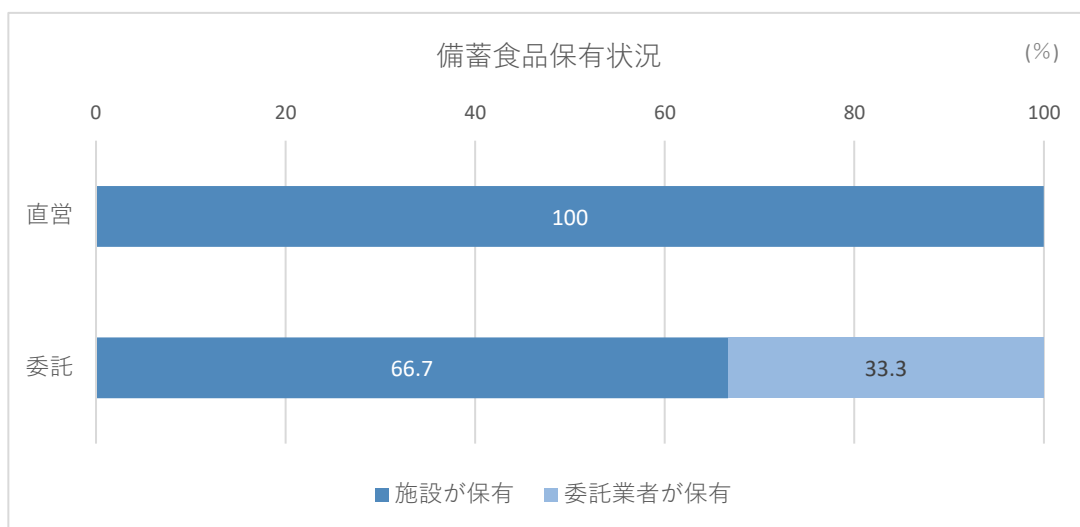
### ② 調査施設の状況

給食運営方法は、「直営方式」「委託方式」が約半数であり、福祉避難所として指定されてる施設は、少なかった。



### ③ 備蓄食品の保有状況

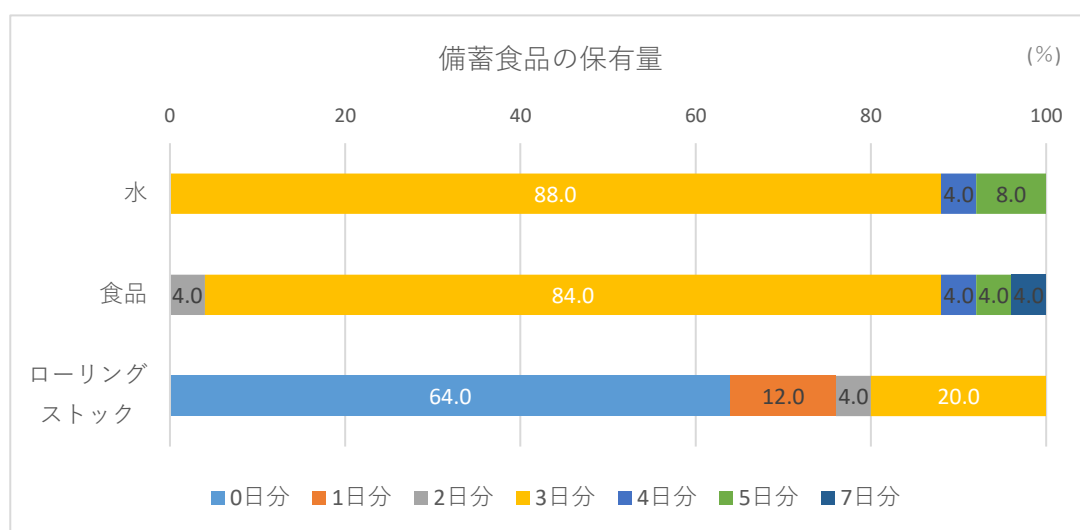
調理委託している施設のうち施設側が備蓄食品を保有している割合は、66.7%であった。



### ④ 備蓄食品の保有量

備蓄食品の保有量としては、「水」「食品」共に3日分保有している施設が大半であった。

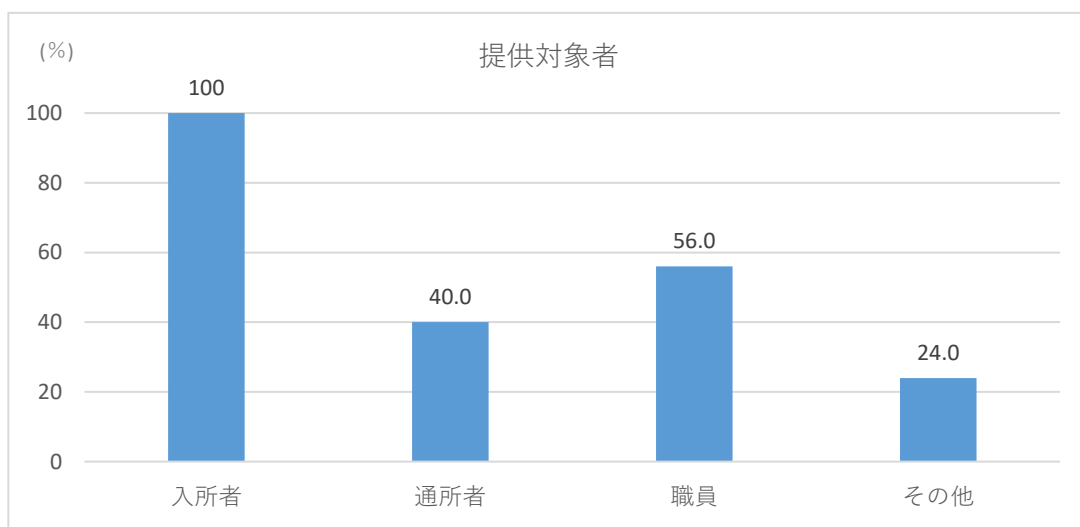
「食品」の中には、「栄養補助食品」や「濃厚流動食」も多くみられた。また、「ローリングストック（数回分食材を多く持ち非常時に運用する）」をしている施設は少なく、ローリングストックによる非常時対応を検討していない施設は64.0%であった。



⑤ 備蓄食品の提供対象者

備蓄食品の提供対象者は下記のとおりであった。

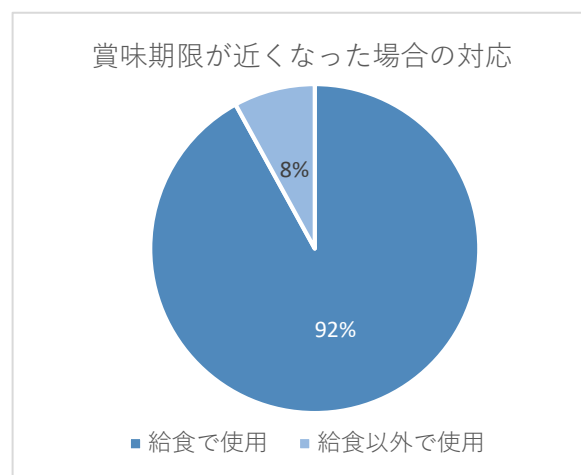
その他は、「隣接する特別支援学校児童」「地域住民」等であった。



⑥ 賞味期限が近くなった場合の対応

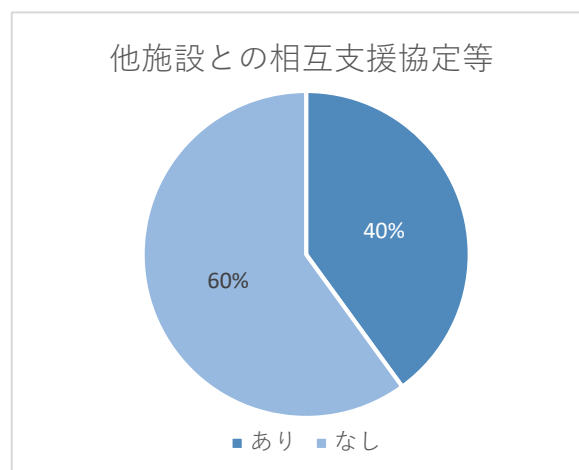
ほとんどの施設が「給食で使用」している状況であった。

給食以外では、「イベントや災害訓練で使用」「間食で使用」という回答であった。



⑦ 他施設との相互支援協定の有無

非常時の食事対応に関して、他施設との相互支援協定等を行っている施設は40%であった。



### (3) まとめ

当施設は、給食運営方法は「委託方式」であり、「福祉避難所」として指定されているが、備蓄食品使用の対象は「入所児のみ」である。

備蓄食品は「委託業者が保有」しており、「職員」「通所者」「地域住民」への備えができていない状況であるため、保有先や提供対象者について検討していく必要がある。

また、今回回答を得られた施設の備蓄食品の種類は、当施設と大きな差はなく、一般的な非常食、軟菜食に対応できるやわらかい介護食、ペースト状の介護食や離乳食がほとんどであった。

ゼリー状、ムース状に対応するおかずを持っている施設はなく、「ゲル化剤で対応」「濃厚流動食で対応」との回答であり、「プリン粥」に関しても25施設中3施設しか保有していない状況であった。

非常時には、通常摂取しているものが食べられなくなる等のリスクも懸念されるため、給食としての食事だけではなく、濃厚流動食や薬剤を含めた摂取等も検討し、無理な経口摂取にならないような配慮や対応も必要である。

現在、通常の食材量を数回分多く保有し、非常時に対応する「ローリングストック」が主流となってきているが、当施設は食数が少ないため難しい現状がある。他施設との相互支援協定等の可能性も含めた検討が望まれる。